

平成25年度暫定予算執行に関する手続等について

〔平成25年4月2日
閣議決定〕

(予算の移替え)

1. 各省各庁の長は、平成25年度一般会計暫定予算予算総則第10条及び第11条並びに平成25年度特別会計暫定予算予算総則第12条及び第13条の規定による予算の移替えを必要とするときは、当該予算の移替要求書を財務大臣に送付し、その承認を経るものとする。

財務大臣は、前項の予算の移替えを承認したときは、その旨を当該各省各庁の長及び会計検査院に通知する。

(予算の流用)

2. 各省各庁の長は、旅費の類に属する各目の相互間及び庁費の類に属する各目の相互間における流用（財務大臣の指定する経費及び科目を設置した経費を除く。）並びに成果重視事業に係る財務大臣の指定する各目の相互間における流用については、財政法第33条第2項の規定による財務大臣の承認を経たものとして相互に流用することができる。

前項により予算を流用した場合においては、各省各庁の長は、流用したものの科目及び金額を財務大臣及び会計検査院に通知するものとする。

(目の細分)

3. 各省各庁の長は、財務大臣の指定する公共事業費等の使用に当たっては、財務大臣に協議して目を更に細分するものとする。

(補助金等の交付の手続等)

4. 補助金等の交付の手続等については、財務大臣が、補助金等適正化中央連絡会議の意見を聴いて、決定するところによるものとする。

(参 考)

「平成25年度暫定予算執行に関する手続等について」
(平成25年4月2日閣議決定)第2号及び第3号に
規定する財務大臣の指定する経費について

「平成25年度暫定予算執行に関する手続等について」(平成25年4月2日閣議決定)第2号(予算の流用)に規定する財務大臣の指定する経費及び成果重視事業に係る財務大臣の指定する目並びに第3号(目の細分)に規定する財務大臣の指定する公共事業費等を別表のように定める。

別 表

1. 予算の流用についての旅費及び庁費の類の指定経費

区 分	旅 費 の 類 の 目	庁 費 の 類 の 目
(1) 各省各庁の 一般会計、特 別会計に共通 のもの	施設施工旅費	施設施工庁費
	受託業務のための調査、試験、研究等の旅費	受託業務のための調査、試験、研究等の庁費
	赴任、帰国等の旅費	車 両 購 入 費
	航海日当食卓料	車 両 費
	委員、講師等の旅費	啓 発 広 報 費
	入校生、研修生、修習生、留学生、研究員等の旅費	広 報 費
	外国人の招へい、留学等の旅費	通 信 専 用 料
	証人、参考人等の旅費	印 紙 類 製 造 費
	被収容者、患者、遺族等の旅費	手 数 料
		土地、建物、電子計算機等の借料
		招 へ い 費
		建物、工作物等の補修費及び修繕費
		航空機及び船舶運航費

区 分	旅 費 の 類 の 目	庁 費 の 類 の 目
(2) 一般会計の 各所管に特有 なもの		
国 会	議 員 旅 費 議員文書通信交通滞在費 議 会 雑 費 職 務 雑 費	議員特殊乗車券等購入費 国会活動啓発費 議案類印刷費
裁 判 所	執 行 官 旅 費	特 別 送 達 料
内 閣 府		褒賞品製造費 警 察 装 備 費 警察通信機器整備費
総 務 省		候補者用無料乗車券購入費 候補者用ビラ作成費 候補者用ポスター作成費
法 務 省	護 送 旅 費	訴訟用印紙類購入費 矯正管理業務庁費
外 務 省		啓 発 宣 伝 費 送 還 費 在外公館交流諸費
財 務 省		通関電子情報処理組織使用料
文 部 科 学 省		教 科 書 購 入 費
厚 生 労 働 省	遺骨帰還等旅費	引 揚 者 援 護 費

区 分	旅 費 の 類 の 目	庁 費 の 類 の 目
農林水産省	乗船監督旅費 捕鯨国際監視員派遣旅費	
国土交通省	河川管理旅費	河川管理費 測量庁費 船舶気象通報料
防 衛 省	帰住招集等旅費 募集等旅費 予備隊員招集等旅費	(組織)防衛本省の庁費の類
(3) 特別会計 (所管)に特有 なもの		
特 許		特許公報類発行費
東日本大震災 復 興 (復興庁)		測 量 庁 費 (項)防衛復興政策費の庁費の類

2. 予算の流用についての成果重視事業の指定目

一 般 会 計

外務省所管

- (1) 成果重視事業内部管理業務システム再構築庁費、成果重視事業内部管理業務システム再構築電子計算機等借料
- (2) 成果重視事業在外経理システム再構築情報処理業務庁費、成果重視事業在外経理システム再構築在外公館連絡庁費、成果重視事業在外経理システム再構築電子計算機等借料
- (3) 成果重視事業国際機関邦人職員増強謝金、成果重視事業国際機関邦人職員増強職員旅費、成果重視事業国際機関邦人職員増強文化人等派遣旅費、成果重視事業国際機関邦人職員増強庁費、成果重視事業国際機関邦人職員増強啓発宣伝費

経済産業省所管

成果重視事業電子経済産業省構築事業庁費、成果重視事業電子経済産業省構築事業開発委託費

3. 東日本大震災関係経費の旅費の類及び庁費の類における予算の流用の取扱いについて

旅費の類及び庁費の類における「東日本大震災復興」を冠した目と冠していない目の相互間における流用については、第2号の規定は適用しない。

4. 目の細分についての公共事業費等の指定経費

一 般 会 計

内閣府所管

地域再生推進費、沖縄開発事業費

厚生労働省所管

水道施設整備費、水道施設災害復旧事業費

農林水産省所管

農業生産基盤保全管理・整備事業費、海岸事業費、農地等保全事業費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費、治山事業費、森林整備事業費（森林環境保全整備事業費補助及び水源林造成等事業費補助に限る。）、山林施設災害復旧事業費（林道施設等災害復旧事業費を除く。）、山林施設災害関連事業費、水産基盤整備費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費

経済産業省所管

工業用水道事業費

国土交通省所管

住宅対策諸費（調査費に限る。）、国営公園等事業費、下水道事業費、住宅防災事業費、都市公園防災事業費、下水道防災事業費、海岸事業費、港湾事業費、都市再生・地域再生整備事業費、社会資本総合整備事業費、離島振興費（小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。）、離島振興事業費（農山漁村地域整備交付金を除く。）、北海道開発事業費（農山漁村地域整備交付金を除く。）、河川等災害復旧事業費、住宅施設災害復旧事業費、河川等災害関連事業費、航路標識整備事業費

環境省所管

廃棄物処理施設整備費、自然公園等事業費

特 別 会 計

農林水産省所管

食料安定供給特別会計

国営土地改良事業勘定

土地改良事業費、東日本大震災復興土地改良事業費、北海道土地改良事業費、離島土地改良事業費

国土交通省所管

社会資本整備事業特別会計

治水勘定

都市水環境整備事業費、北海道都市水環境整備事業費、河川整備事業費、東日本大震災復興河川整備事業費、北海道河川整備事業費（交付金を除く。）、離島河川整備事業費、沖縄河川整備事業費、砂防事業費、東日本大震災復興砂防事業費、北海道砂防事業費（交付金を除く。）、離島砂防事業費、多目的ダム建設事業費、北海道多目的ダム建設事業費、沖縄多目的ダム建設事業費、総合流域防災事業費、北海道総合流域防災事業費

道路整備勘定

道路環境改善事業費、北海道道路環境改善事業費、沖縄道路環境改善事業費、道路交通安全対策事業費、東日本大震災復興道路交通安全対策事業費、北海道道路交通安全対策事業費、沖縄道路交通安全対策事業費、地域連携道路事業費、東日本大震災復興地域連携道路事業費、北海道地域連携道路事業費（交付金を除く。）、沖縄地域連携道路事業費、道路交通円滑化事業費、北海道道路交通円滑化事業費、沖縄道路交通円滑化事業費

港湾勘定

港湾環境整備事業費、東日本大震災復興港湾環境整備事業費、北海道港湾環境整備事業費、港湾事業費、東日本大震災復興港湾事業費、北海道港湾事業費、離島港湾事業費、沖縄港湾事業費、エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費

空港整備勘定

空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費、航空路整備事業費

業務勘定

業務取扱費（営繕宿舍費、東日本大震災復興営繕宿舍費及び社会資本整備事業調査費に限る。）

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管

東日本大震災復興特別会計

復興庁所管

原子力災害復興再生支援事業費、東日本大震災復興事業費（森林環境保全整備事業費及び農山漁村地域整備交付金を除く。）、東日本大震災災害復旧等事業費